

=業界情報=

自動車点検整備推進運動の実施について

国土交通省より9月、10月の2ヶ月間を強化月間として、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開する旨の通知がありましたのでお知らせします。マイカ一点検キャンペーンと本推進運動を併せて行い、積極的に各種イベントに参加しPRいたします。

また、当運動のポスター及びチラシを配布いたしますので、各事業所におかれましても掲示等していただき、ご活用下さい。

平成30年度「自動車点検整備推進運動」実施要領 拠録

第1 目的

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっている。

一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、平成28年1月に軽井沢で発生したスキーバス事故は世の中に大きな衝撃を与えた。

大型トラックでは、依然として重大事故につながりかねない車輪脱落事故が発生しているほか、昨年10月には脱落したスペアタイヤに起因する死亡事故も発生している。

バスについては、車齢の高い車両も数多く使用されているという現実の中で、火災事故も目立ってきていることをはじめ、車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生している。

これらのことから、車両の安全確保のために確実な点検・整備を行うことが、ますます重要となっている。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっている。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられているが、そのことが自動車ユーザーに十分理解されておらず、その実施状況は十分ではない。

また、大型車については、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等に鑑みれば、車両火災事故、車輪脱落事故及び車体フレーム腐食による事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みも必要である。

以上のことから、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、自動車関係団体等の協力を得て、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開することにより、自動車ユーザーに点検・整備の必要性や重要性を理解してもらうとともに、大型車のユーザーにあっては、車両火災の発生部位となっている燃料装置や電気配線等の装置、ホイールの取付状態、車体フレームの腐食状態等について、より確実な点検・整備の実施を求めるとしている。

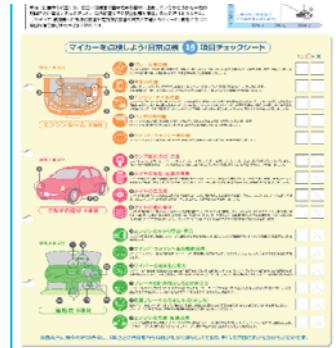
第4 重点項目

1. 全国統一強化月間の重点項目

- (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発（女性、10代から30代の自動車ユーザーに重点を置く。）
- (2) 大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発

2. 地方独自強化月間の重点項目

各地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「各地方運輸局等」という。）は、上記1の重点項目及びエコ整備（点検・整備によるCO₂削減効果をいう。以下同じ。）の啓発を重点項目と定めるほか、地域の実情等に即して必要があるときは、地域独自の重点項目を定めることができる。



「大型車の火災・車輪脱落・車体腐食防止対策啓発チラシ」について

国土交通省では、自動車点検整備推進運動の一環として、大型車の火災・車輪脱落・車体腐食を防止するために必要な点検・整備を啓発するためのツールとして、チラシを作成しました。会員の皆様に配布いたしますので、ご活用下さるようお願い致します。



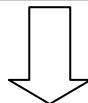
自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて

国土交通省から下記のとおり、損害保険会社の名称変更に伴い、「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部を改正する旨の通達がありましたので、お知らせいたします。

(朝日火災海上保険株式会社の名称変更について)

○平成30年7月2日から名称変更される保険会社名及び略称について

旧 保険会社名 : 朝日火災海上保険株式会社
略 称 : 朝 日



新 保険会社名 : 楽天損害保険株式会社
略 称 : 楽 天

自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について

国土交通省から、大型トラック・大型バスに備えるスペアタイヤ及びツールボックスを新たに定期点検の対象に加えるべく、道路運送車両法に基づく「自動車点検基準」を改正し、本年10月より施行する旨、下記のとおりプレスリリースされましたので、お知らせいたします。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 30 年 6 月 27 日
自動車局整備課

大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます ～ 事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします ～

国土交通省は、平成 30 年 10 月 1 日より、車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の大型自動車のスペアタイヤについて 3 ヶ月ごとの点検を自動車の使用者に義務づけます。

国土交通省では、昨年 10 月岡山県の中国自動車道で発生した大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、同年 10 月 27 日、全ての大型トラックを対象に、スペアタイヤ等を車両へ固定する構造・装置について、損傷やボルトの緩みがないか直近の定期点検等の機会を捉えて早急に点検を実施するよう、関係業界団体へ指示するとともにその徹底を図って参りました。

今般、当該点検を恒久的な対策とするため、大型トラック・大型バスに備えるスペアタイヤ及びツールボックスを新たに定期点検の対象に加えるべく、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく「自動車点検基準」（昭和 26 年運輸省令第 70 号）を改正し、本年 10 月より施行します。

1. 改正の概要

(1) 自動車点検基準の一部改正

車両総重量 8 トン以上又は乗車定員 30 人以上の大型自動車の 3 ヶ月ごとに行う点検項目に次に掲げることを追加します。（事業用自動車等の定期点検の基準を定める別表第 3 及び別表第 4 の改正）

- ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ・スペアタイヤの取付状態
- ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

(2) 自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）の一部改正

（1）により追加する点検の方法として、次に掲げることを定めます。

- ・スペアタイヤ取付装置に緩み、がた及び損傷がないかをスパナ、目視、手で揺するなどして点検すること
- ・スペアタイヤが傾きや緩みなく確実に取り付けられているかを目視、強く押すなどして点検すること
- ・ツールボックスの取付部に緩み及び損傷がないかをスパナ、目視などにより点検すること 等

2. スケジュール

公 布：平成 30 年 6 月 27 日（本日）

施 行：平成 30 年 10 月 1 日

<問い合わせ先>

自動車局整備課 村井、伊堂寺、下窪

代表：03-5253-8111（内線：42426, 42412）、03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639

平成30年度 トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金(ハイブリッド車等の点検整備の高度化による省エネ推進事業)に係る補助事業者の公募開始のお知らせ」について

国土交通省から、標記補助事業(スキャンツール購入補助等)の公募要領等が、下記のとおりプレスリリースされましたので、お知らせいたします。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成30年7月10日
自動車局整備課

スキャンツールの導入補助を開始

(トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金)

～車載電子機器の故障や劣化の把握をサポートする整備機器の導入を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、次世代自動車の省エネ性能維持を推進するため、自動車整備事業者等に対して、スキャンツールの導入を支援します。申請は7月24日（火）から受け付けます。

1. 公募期間

平成30年7月24日（火）～10月31日（水）*

*ただし、補助申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募は終了いたします。
また、公募期間内に閑わらず交付決定を順次実施します。

2. 補助対象事業者

- ① 道路運送車両法第78条に定める認証を受けた自動車分解整備事業者
- ② 道路運送車両法第94条に定める認定を受けた優良自動車整備事業者
- ③ 自動車整備士を有する自動車関連施設で自動車の点検等を含む事業を行う者

3. 事業内容（概要）

- ・補助対象事業者に対して、PC等に診断データをCSV等のファイル形式で出力できる等一定の要件を満たすスキャンツールを新たに購入する場合の経費の一部を補助（補助率は1/3、1事業場あたりの補助上限額は15万円とし、交付決定前に購入した機器は補助の対象外となりますのでご注意下さい。）
- ・補助対象事業者は20台以上の車両にスキャンツールを使用して診断データ等を報告

4. 申請方法等

対象となる機器、公募要領、申請様式等その他詳細につきましては、補助事業の申請等の事務を行うパシフィックコンサルタンツ株式会社のホームページをご覧下さい。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社（補助事務執行団体）

ホームページ：<http://www.pacific-hojo.jp/>

TEL：03-5280-9501 FAX：03-5280-9502

※申請書類提出先。書類の記載方法など補助申請に関することはこちらにお問い合わせ下さい。

5. その他

公募期間中は、前日までの補助申請件数・申請額も上記ホームページでご確認いただけます。
また、公募を終了する場合も同ホームページにてお知らせいたします。

【問い合わせ先】

・国土交通省自動車局整備課 村井、奥村

TEL：03-5253-8111（代表）（内線42-415）、03-5253-8599（直通）

FAX：03-5253-1639

自動車検査を受検される方へお願い事項

軽自動車検査協会山梨事務所

平素より当協会の検査業務へのご理解、ご協力頂き誠にありがとうございます。

7月23日から仮設コースでの検査業務が開始になりました。

誠に恐れ入りますが、下記の受検車両は**車両の破損等**の恐れがありますので

1コース（左側）での受検をお願いします。

ご不明な点がございましたら職員にお声かけ下さい。

記

- ① 最低地上高が低い及び低床自動車
- ② フロント及びサイドspoイラー装着車
- ③ フルタイム4WD車
- ④ 受検に不慣れな受検者様
- ⑤ 幌等により車両の高さが2m以上の自動車



【内容】 銀修理後、車検に通らないと言われた

・車名：乗用車 　・登録年月：平成23年 　・走行距離：約60,000km

県外で息子さんが使用している車両（相談者所有）の修理の件で、相談者が当会へ来訪されたので話を聞く。

平成28年12月に県外において交通事故を起こし、車両前部分を大破した（フロント足回りを含む）。車両保険に入っていたため、保険会社指定のA工場（県外）に入庫し、その後修理を終えそのまま使用していた。

平成30年3月、車検のためB工場（県外ディーラー）に入庫したところ、下廻り、エンジンサポートメンバーにガタがあり、保安基準に抵触するので、直さないと車検が通らないとのこと。関係箇所を修理し約17万円の請求があった。

車検代は支払い済みであるが、車両保険できちんと直して貰っていたはずなのに、車検に通らないと言われたことに疑問があり納得できない、という相談があった。

【対応】

相談者には、当相談所の業務範囲、県外の整備工場の話には関与できないことを説明した上で、整備上の話であれば聞くことは出来る旨を説明し内容を聞いた。相談者は、A工場で行った作業伝票及びB工場での車検時の納品請求書を持参していたので、相談者了承のもと内容を確認させて貰った。

A工場の書類にはフレーム修正機で修理している写真も掲載されていたことから、作業伝票と照らしそのような修理が行われていたのか見て取れる範囲で説明した。また、B工場の納品請求書の内容にはステアリングギヤボックスASSY交換の他、フロントサポートメンバー交換等下廻りの修理の内容の記載があったが、車検時になぜ交換に至ったのか因果関係（修理後1年以上経過している等により）は不明のため、修理内容に納得がいかないのであれば再度、A工場及びB工場に詳しい説明を求めたらどうか。

以上のアドバイス等をしたところ、「整備内容がある程度わかったので助かりました」と言って帰った。その後の連絡は入っていない。

ブレーキキャリパ整備時のクリーナ使用に関する注意事項

トヨタ自動車株式会社

下記対象車両のリヤブレーキキャリパには、パーキングブレーキと共に用のビルトインキャリパタイプを採用しています。

クリーナおよびクリーナに溶けた油分がビルトインキャリパのゴムシール部に付着することで、ゴムが劣化し、ブレーキフルード漏れとなる事例が発生しているため、リヤブレーキキャリパ清掃時の注意事項についてご案内します。

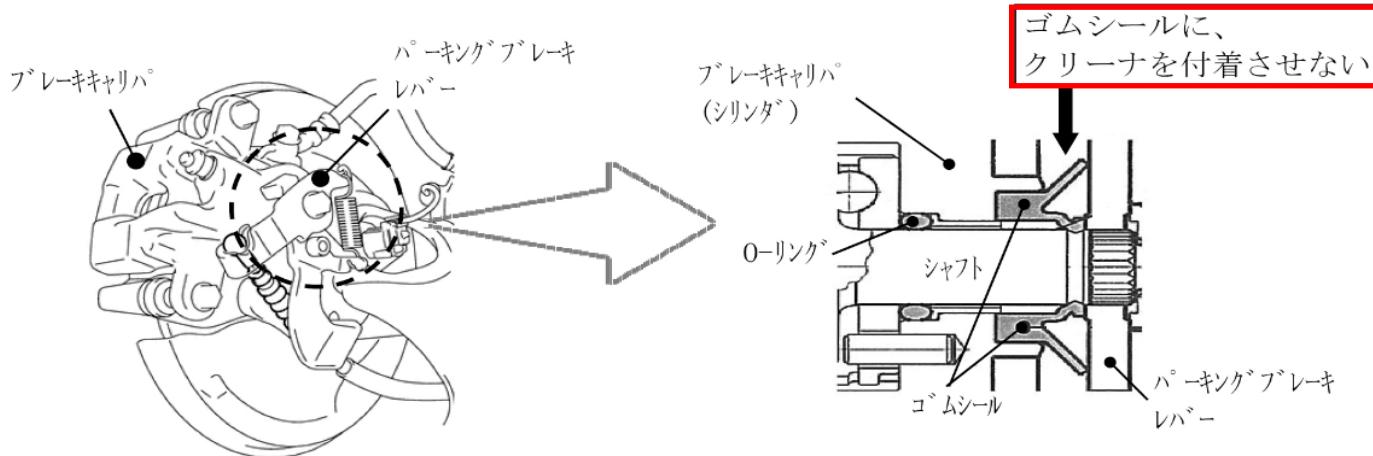
■対象車両

通称名	型式
プリウス、プリウス PHV	ZVW3#、ZVW5#
CT200h	ZWA1#
オーリス	NRE18#、NZE15#、NZE18# ZRE15#、ZRE18#

■点検、清掃時の注意事項

ビルトインタイプのキャリパにはパーキングブレーキ用のレバーが付随しており、レバー可動部の見えない位置にゴムシールが使用されています。（下図参照）

ゴムシール部にクリーナが付着しないよう作業ください。



パーキングブレーキレバー部の構造